

百舌鳥・古市古墳群における遺産影響評価（大仙公園基本計画）の概要について

1. 計画の概要

計画策定者：堺市

計画対象地域：大仙公園（都市計画決定区域 81.10ha、現在の開設面積 38.50ha）*

*本資産の構成資産である 49 基の古墳のうち、17 基が大仙公園に隣接または内包される

計画の目的：古墳の分布と地形に基づいて公園内をエリア区分し、エリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等を定めることにより、大仙公園の将来像や公園整備の方向性を示す*。

*本計画は、エリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等の基本的方向性を定めたものであり、今後、公園内において具体的な開発計画が立案された場合には、個別にその適否が判断されることとなる。

主な計画の観点：

- エリアの設定
- 利活用のイメージ
 - 利活用に係る機能（レクリエーション、健康、観光、文化・教養、コミュニティ、防災）
 - 景観形成に係る機能（景観、環境）
- 公園動線計画
- 緑地景観の創出
- 植栽の将来像

事業計画の考え方：

- 短期（現在～2030 年頃を想定）

世界遺産のある公園として、現在の公園区域内で、資産に配慮した景観形成と来園者を迎え入れる案内やサービス機能を確保する。
- 中期（2040～2050 年頃を想定）

JR 百舌鳥駅前周辺の公園整備が完了する時期を想定。駅前から古墳群の眺望を確保し、百舌鳥駅周辺をエントランス空間として整備。

2. 遺産影響評価にかかる経過

評価は、イコモスによる「遺産影響評価実施についてのガイダンス」および日本政府文化庁「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」の内容を踏まえ、計画策定主体である堺市が実施した。百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会において評価書案の内容を学術的見地から検討し、地元自治体で構成する百舌鳥・古市古墳群保存活用会議においてこれを承認した。

経過の詳細は次のとおりである。

- 1947 年 大仙公園にかかる都市計画決定
- 1966 年 大仙公園整備着手

- 1972年 大仙公園基本計画策定
- 2017年 大仙公園基本計画の改定作業に着手
- 2017~2020年 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会*及び百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会（以下、学術委員会とよぶ）**にて計画改定の内容について審議（計9回）
- 2020年10月学術委員会にて本計画に係る遺産影響評価書案について審議
- 2020年12月
 - 学術委員会にて本計画に係る遺産影響評価書案の修正について確認
 - 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議にて遺産影響評価書を承認
 - パブリックコメント実施（約1ヶ月間）
- 2021年4月頃 大仙公園基本計画の改定・一般公表（予定）

*百舌鳥・古市古墳群推薦書作成検討委員会

百舌鳥・古市古墳群(以下本資産と呼ぶ)の世界遺産登録を目指す地元4自治体に対し、学術的・専門的な立場から本資産の世界遺産登録推薦に関して助言を行った組織。学術委員会の前身的な位置づけにあり2019年3月をもって解散。

(肩書は2019年3月時点)

氏名	所属	役職名	専門分野
岡田 保良	国土館大学	教授	建築史・文化遺産 日本イコモス国内委員会小委員会主査
和田 晴吾	兵庫県立考古博物館	館長	考古学
稲葉 信子	筑波大学大学院	教授	遺産論・建築史 日本イコモス国内委員会理事
西村 幸夫	東京大学大学院	教授	都市計画・世界遺産 日本イコモス国内委員会委員長
福永 伸哉	大阪大学大学院	教授	考古学
宗田 好史	京都府立大学	教授	都市計画・世界遺産 日本イコモス国内委員会理事

**百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会

百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会に対し、学術的・専門的な観点から資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う組織。

(肩書は2020年12月時点)

氏名	勤務先	役職名	専門分野
岡田 保良	国土館大学	名誉教授	建築史・文化遺産 日本イコモス国内委員会委員長

和田 晴吾	兵庫県立考古博物館	館長	考古学
稲葉 信子	筑波大学	名誉教授	遺産論・建築史 イコモス ISC 委員
田中 哲雄	日本城郭研究センター	名誉館長	史跡整備
西村 幸夫	國學院大学	教授	都市計画・都市景観計画 元イコモス副会長、前日本イコモス国内委員会委員長
福永 伸哉	大阪大学大学院	教授	考古学
増田 昇	大阪府立大学	特認教授	緑地計画学・都市計画
宗田 好史	京都府立大学	教授	都市計画・世界遺産 イコモス ISC 委員
ウェルナー・シュタインハウス	広島大学	客員准教授	考古学

3. 遺産影響評価書の概要

- 大仙公園は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の構成資産のうち、百舌鳥エリアの多くの古墳に隣接またはこれを内包するものである。この公園の将来像や公園整備の方向性を示すための計画の改定に関し、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の追加的勧告において HIA の実施が求められたことを受け、評価が行われた（遺産影響評価書および大仙公園基本計画については、【別紙 2・3】を参照）。
- 基本的に本計画は、公園内のゾーニング計画であり、各エリアの機能・利活用のあり方及び植栽管理等の計画は、既存の構成資産の保存管理および緩衝地帯の保全の枠組みを前提とするものである。今後、公園内において具体的な開発計画が立案された場合には、本計画に沿って個別にその適否が判断されることとなる。
- 具体的な検討として、特に資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事項であるエリア設定の考え方及び古墳の見せ方を主たる対象とし、「49 基の墳墓」、「古墳のセッティング」、「古墳の無形的側面」という 3 つの属性への影響の有無が確認された。その結果、本計画の内容がこれらの属性のいずれにも負の影響を及ぼすことはないことが明らかにされた。
- 以上のことから、本計画は、百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことはなく、顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものであると判断される。